

事業を行っている皆さんへ

# はかりの定期検査について

取引や証明に使用している「はかり」は、正確性を保つため、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

## 検査までの流れ

### ① 検査対象となるはかりの調査

➔最上町産業振興センターから対象事業者の方へ調査票を送付いたします。必要事項をご記入いただき、FAX 等でご返信ください。なお、**新規購入や新たに開業した事業所**ではかりを使用している場合は、下記までお電話ください。

### ② 一般社団法人山形県計量協会より受検対象者にハガキで検査日程のお知らせが届きます。2種類の検査方法があります。

## 1. 集合検査

指定された期日に検査会場に持参

**令和6年7月2日(火)**

会場：最上町産業振興センター

## 2. 所在場所検査

検査員が直接、はかりの設置場所にお伺いします。※運搬が困難なはかりや精度が高いはかりはこちらになります。

## 検査対象となる「はかり」の例

- 商店等でグラム表示のある商品を、製造・販売するときに使用するはかり
- 病院、薬局で使用する調剤用のはかり
- 学校、保育所、病院等で体重測定に使用され、その結果が健康診断書、成長過程における記録、連絡ノート等に記載され、通知・報告するための計量

※検査には手数料がかかります。はかりの種類によって手数料は異なります。

お問  
合わせ

最上町産業振興センター

〒999-6101 最上町大字向町 581

TEL 0233-43-2340 FAX 0233-43-2319